

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:福祉部生活支援課 No.006

処 分 名	社会福祉法人の合併の認可
処 分 の 概 要	春日部市が所轄庁である社会福祉法人同士が合併しようとするときは、春日部市長の認可が必要です。
根拠法令等・条項	社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号) 第 32 条、第 50 条第 3 項及び第 54 条の 6 第 2 項
審 査 基 準	処分の先例がないものであって、法令等の定め以上に具体化することが困難であるため、設定しません。
標準処理期間	処分の性質上、標準的な期間を設定することはできません。
設定年月日	平成 25 年 4 月 1 日（最終改正：平成 30 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 3 階生活支援課窓口への提出
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■社会福祉法

(認可)

第 32 条 所轄庁は、前条第一項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請に係る社会福祉法人の資産が第二十五条の要件に該当しているかどうか、その定款の内容及び設立の手続が、法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該定款の認可を決定しなければならない。

(吸収合併の効力の発生等)

第 50 条 社会福祉法人の吸収合併は、吸収合併存続社会福祉法人の主たる事務所の所在地において合併の登記をすることによって、その効力を生ずる。

2 吸収合併存続社会福祉法人は、吸収合併の登記の日に、吸収合併消滅社会福祉法人の一切の権利義務（当該吸収合併消滅社会福祉法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を継承する。

3 吸収合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 第三十二条の規定は、前項の認可について準用する。

(新設合併の効力の発生等)

第 54 条の 6 新設合併社会福祉法人は、その成立の日に、新設合併消滅社会福祉法人の一切の権利義務（当該新設合併消滅社会福祉法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

2 新設合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 第三十二条の規定は、前項の認可について準用する。